

＜経済環境適応資金 サポート資金【条件変更改善】＞

(1) 資金名(略称)	サポート資金【条件変更改善】(略称「環 条」)
(2) 融資対象	返済条件の緩和を行っている保証協会の保証付き既往借入金を借り換え、かつ金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
(3) 資金使途	事業計画の実施に必要な事業資金 保証付きの既往借入金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金を含めることができる
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超10年以内 年2.1% ----- 10年超13年以内 年2.2% ----- 13年超15年以内 年2.3%
(6) 金利区分	特別金利2
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、保証付きの既往借入金の返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含む場合は、据置2年以内の分割返済
(9) 保証制度	条件変更改善型借換保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類※1	① 状況説明書 ② 事業計画書(申込人が策定したもの) ③ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(②に支援内容が記載されている場合は不要)
(12) 申込受付機関	取扱金融機関

※1 必要書類②事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とすること。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。

※2 本制度は、国の全国統一制度である条件変更改善型借換保証を適用するため、国の保証制度要綱に基づき、融資を実行した金融機関は、同保証制度の定めにより計画実行状況の管理等をおこなうこと。